

令和7年度 第1回相生市都市計画審議会会議録

開催日	令和7年12月18日(木) 14:00~15:05
場所	相生市総合福祉会館4階401研修室
出席委員	丸山会長、宮崎副会長、三田村委員、瀧川委員、山本委員、池田委員、森下委員、菅野委員、村上委員
欠席委員	藤井委員
開会	14:00~
事務局	<p>みなさんこんにちは、定刻になりましたのでただ今から令和7年度第1回相生市都市計画審議会を開催いたします。</p> <p>まず、最初に、事前に配布しております資料、お手元に配付しています資料の確認をさせていただきます。「相生市都市計画審議会資料」、「相生市都市計画審議会議案参考資料」、「相生市都市計画審議会委員名簿」の3つの資料となります。もし無いようでしたらお声かけ願います。</p> <p>次に、審議会資料を開き、次第をご覧ください。次第3の諮問事項の番号が空欄となっております、諮問の1つ目が諮問第5号、以降順に数字を記入いただき、5つ目最後が諮問第9号となりますので、加筆をお願いいたします。また、1ページ、5ページ、8ページ、15ページ、19ページにもそれぞれ、諮問第5号から諮問第9号、となりますので、加筆をお願いいたします。</p> <p>それでは、本審議会ですが、前回、令和7年1月30日開催後、委員の異動により3月27日付けで1名、4月1日付けで1名、5月16日付けで1名、11月1日付けで1名を新たに任命させて頂きました。その後、今回が初めての審議会の開催でございますので、改めまして委員のご紹介をさせて頂きます。配布しております名簿順で紹介させていただきます。</p> <p>(出席委員の紹介)</p> <p>(市職員の紹介)</p> <p>本日は委員10名中9名の出席となり、相生市都市計画審議会条例第5条第2項に規定する2分の1以上の出席がございますので、会議を開催させていただきます。</p> <p>尚、本日の傍聴者は0名です。</p> <p>それでは、市長よりご挨拶申し上げます。</p>
谷口市長	(谷口市長あいさつ)
事務局	<p>ありがとうございました。なお、市長は他の公務のためここで退席いたします。</p> <p>それでは、ここからの進行は一會長にお願いしたいと思います。一會長よろしくお願いいいたします。</p>

会長	<p>皆様こんにちは。本日は、大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。本日は諮問事項が5件ございます。スムーズな会の進行へのご協力、どうぞよろしくお願いします。</p> <p>議事に入ります前に、本審議会の副会長については、前任者の交代により、11月1日付けで新たに就任いただいております—委員に副会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
各委員	異議なし。
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは異議なしの声が聞かれましたので、副会長を一委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p> <p>一副会長、ひと言ご挨拶をお願いします。</p>
副会長	(副会長あいさつ)
会長	<p>では次に、本日の議事録署名委員ですが、都市計画審議会議事運営要綱第7条第2項の規定により指名することとなっておりますので、一委員と一委員を指名させていただきます。よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、諮問事項に移らせていただきたいと思います。審議会資料1ページ、諮問第5号 「中播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「西播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「山崎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「西播磨高原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更について及び審議会資料5ページ、諮問第6号 西播都市計画防災街区整備方針の変更については関連しておりますので、一括して事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、諮問第5号 「中播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「西播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「山崎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「西播磨高原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更について及び諮問第6号 西播都市計画防災街区整備方針の変更についてを一括して説明させていただきます。</p> <p>着座にて失礼いたします。</p> <p>(資料に沿って説明)</p>
会長	ただいま、説明を受けましたが、ご質問又は、ご意見がございましたらお願ひいたします。
各委員	特になし
会長	意見がないようですので、諮問第5号 「中播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「西播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「山崎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「西播磨高原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更について及び

	諮問第6号 西播都市計画防災街区整備方針の変更については、原案のとおり承認し、市長に答申してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし
会長	<p>異議なしということで、本諮問事項については原案のとおり承認といたします。</p> <p>次に審議会資料8ページ、諮問第7号 西播都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更について、審議会資料15ページ、諮問第8号 産業廃棄物処理施設の敷地の位置及び審議会資料19ページ、諮問第9号 西播都市計画用途地域の変更についてですが、こちらも関連してございますので、一括して事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、諮問第7号 西播都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更について、諮問第8号 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について及び諮問第9号 西播都市計画用途地域の変更についてを一括して説明させていただきます。</p> <p>着座にて失礼いたします。</p> <p>（資料に沿って説明）</p>
会長	ただいま、説明を受けましたが、ご質問又は、ご意見がございましたらお願ひいたします。
一委員	2点確認したいことがあるんですけども、焼却施設の建設に際して廃止するグラウンドについて、これは相生市の施設でよろしかったでしょうか。また、廃止後の跡地利用については決まっているのでしょうか。
事務局	所有については、相生市の所有になります。跡地利用については、具体的にはまだ決まっておりません。
一委員	今の時点では多分問題ないと思うんですけども、工場立地法とか埋立地の関係で、工場立地法であれば緑化率が20%とか埋立地に関しては多分おそらく同じような形で緑地を入れていると思うんです。このグラウンドは恐らく緑地として位置づけられていると思うんですが、工場立地法の緑地に含まれていると転用してしまうと既存不適格になってしまうので、そのあたりご留意いただければと思います。
事務局	そのあたりは私どもも理解しております。転用の際には、全体では無く必要面積は残すような形で考えてございます。
会長	他に意見がございましたらお願ひいたします。意見がないようですので、諮問第7号 西播都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更及び諮問第9号 西播都市計画用途地域の変更については、原案のとおり承認し、諮問第8号 産業廃棄物処理施設の敷地の位置については、支障なしとして市長に答申してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし

会長	異議なしということで、本諮問事項については原案のとおり承認及び支障なしといたします。 議事については以上となります、その他事務局から何かあれば説明願います。
事務局	諮問事項について、ご審議いただきありがとうございました。 それでは、その他として事務局より説明させていただきます。 (資料に沿って説明)
会長	事務局より説明がありましたが、このことについて、何か質問がありましたらお願ひいたします。
各委員	特になし
会長	それ以外で、委員の方から都市計画全般に関して何か質問はございませんか。
各委員	特になし
会長	無いようでしたら、これで、令和7年度第1回相生市都市計画審議会を閉会いたします。本日は、ありがとうございました。
閉　　会	15：05